

熊本県警察の管轄区域等見直しに関する意見書
～安全で安心な熊本県の実現を目指して～



平成23年10月19日

警察署の管轄区域等を考える懇話会

目 次

はじめに	1
第1 熊本県における警察署の現状等	2
1 平成の大合併と警察署の統合状況	2
2 近年の社会情勢及び治安情勢	2
3 警察署の機能	3
4 警察署の抱える現状と課題	3
第2 熊本市の政令指定都市移行に伴う警察署の管轄区域等	5
1 全国の政令指定都市の状況	5
2 熊本市を管轄する警察署の現状	5
3 政令指定都市に隣接する大津警察署の状況	7
4 政令指定都市を管轄する警察署の位置	7
5 新たな警察署の設置	8
第3 警察署の管轄区域等見直しの方向性	9
1 現行の警察署体制見直しの方向性	9
2 見直し対象警察署選定の方向性	9
第4 警察署の管轄区域等見直しに当たり配慮すべき事項	11
1 県民・自治体への十分な説明	11
2 自治体・地域住民等との連携による安全・安心な まちづくり	11
3 既存の交番・駐在所の機能強化	11
おわりに	12

はじめに

私達は、平成23年7月11日、熊本県警察の「警察署の管轄区域等を考える懇話会」の委員に委嘱され、社会情勢及び治安情勢の変化の中で熊本県警察がその機能を最大限に発揮し、県民の期待と信頼に応えるために、平成24年4月1日に政令指定都市に移行を予定している熊本市及びその周辺部の管轄区域はいかにあるべきか、さらには、熊本県における警察署の管轄区域等はいかにあるべきかについての意見を求められた。

本懇話会における検討に当たっては、今後とも厳しい治安情勢に的確に対応し、限られた体制の中で県民の安全と安心を確保するための警察力の適正配分や効率的運用等の観点から議論を進め、熊本県における警察署の管轄区域等の見直しに当たっての基本的な方針として本意見書を取りまとめたものである。

平成23年10月19日

警察署の管轄区域等を考える懇話会

座長 小栗 宏夫

副座長 小杉 直

委員 寺崎 秀俊

委員 中村 俊隆

委員 古荘 文子

委員 松村 敏人

熊本県公安委員会

委員長 竹中 潮

委員 武藤 徳子

委員 山崎 史郎

第1 熊本県における警察署の現状等

1 平成の大合併と警察署の統合状況

熊本県におけるいわゆる平成の大合併は、平成15年4月1日のあさぎり町誕生から始まり、政令指定都市への移行を目指す熊本市と城南町及び植木町の合併で一段落し、熊本県の市町村は、94自治体から45自治体へと約半数となった。

一方、全国の警察においても、全国の市町村における平成の大合併に伴い、警察署の統合等を約30府県が行っているが、熊本県における警察署の統合等は、昭和44年から昭和49年までに6警察署（砥用、三角、松島、富岡、川尻及び南関）の統合及び2警察署（大矢野、熊本東）の新設を行ったのを最後に、以後約40年間行われていない。

2 近年の社会情勢及び治安情勢

この40年間、熊本県を取り巻く環境は、交通網の整備、都市化及びIT化の進展等により大きく変容を遂げるとともに、警察を取り巻く情勢も大きく変化し、犯罪の悪質化、巧妙化、スピード化、広域化、凶悪化、グローバル化等が進展している。

特に、全国的には平成14年、熊本県においては平成15年に刑法犯認知件数が戦後最悪を記録するなど治安情勢が緊迫化する中において、警察では、

- ・各種の治安対策
- ・警察官の増員
- ・組織体制の見直し（本部体制の見直し、業務量が多い警察署への増員配置等）

を推進した結果、現在、刑法犯認知件数を始めとして、人身交通事故発生件数や街頭犯罪発生件数等の指数上の治安は改善されている。

このように、指数上の治安は改善されたものの、

- ・110番受理件数は、昭和50年と比較して平成22年は約5倍に増加し、初の年間10万件を突破するなど、県民の警察に対する要望は年々増加、そして多様化傾向にあること。
- ・依然として、高齢者等を対象とした詐欺事件、子どもや女性に対する声かけ・わいせつ事案、飲酒運転による交通事故等が発生していること。

さらに、本年も

- ・熊本東警察署管内における老夫婦強盗殺傷事件
- ・熊本北警察署管内における幼児殺人・死体遺棄事件
- ・大津警察署管内におけるタクシー運転手強盗殺人事件

等の県民を震かんさせる凶悪事件が相次いで発生していることなどにより、県民が肌で感じる体感治安の向上までには至っていない現状にあると思われる。

3 警察署の機能

警察署は、署長及び副署長の下に、総務、会計、生活安全、地域、刑事、交通、警備等の課又は係、交番・駐在所等を配置し、現場で活動する実働部門は、原則として管轄区域内の事件・事故等に24時間、365日対応することとされている。特に近年は、24時間社会の進展に伴い、他の行政機関等における一時的対応が手薄となる夜間及び休・祝日には、警察の対応がますます求められている現状にある。

一方、署長・副署長や総務・会計等の管理部門は、パトロール等の街頭活動に従事する機会が少ないが、職員の人事管理、庁舎・物品管理、留置管理など警察署の機能を維持するためには必要不可欠である。

4 警察署の抱える現状と課題

約40年間の社会情勢及び治安情勢の変化に伴い、現在の県内23警察署の抱える現状と課題については以下のとおりである。

(1) 警察署間における業務負担格差の拡大

県内23警察署において、警察官数が多い大規模警察署と少ない小規模警察署を比較した場合、署員1人当たりの事件・事故等の取扱件数は2倍以上の開きがあり、大規模警察署の署員の方が小規模警察署の署員よりも忙しく、現場職員の業務負担に不均衡が生じている。

また、熊本県には23の警察署が配置されているが、熊本県と警察官数が同規模の県における警察署の平均配置数は21であり、熊本県と人口が同規模の県における警察署の平均配置数は20であることから、熊本県は同規模県よりも多くの警察署が配置されている現状にある。

その結果、警察署を運営するために必要であるがパトロール等に従事する機会が少ない管理部門に多くの人員を配置している現状にある。

(2) 小規模警察署の抱える問題点

小規模警察署では、署員が少ないことから、多数の警察官を必要とする業務（例えば、凶悪事件・大規模事故の発生、被疑者の護送業務等）がある場合や署員が研修、病気等で欠けることとなった場合には、勤務する署員の総数が減り、警察署全体の体制が弱くなる現状にある。

また、警察署における夜間及び休・祝日は、各課の職員が交替で当直勤務に従事し、24時間体制の交番勤務員とともに管轄区域における全ての警察業務（一部の許認可事務を除く。）に対応している。この当直体制で対応する時間は年間で約75%を占め、警察署の運営上重要な役割を担っている。

しかし、小規模警察署においては当直員が少ないため、凶悪事件・大規模事故が発生した場合及び事件・事故が重複して発生した場合には、その

都度、署員を呼び出して対応しなければならないことから初期的対応に遅れが生じることがあるほか、夜間のパトロール体制も弱い現状にある。

すなわち、小規模警察署は、その業務量に関係なく最低限の人員（管理部門）を配置する必要があり、規模の利益（スケールメリット）の面から非効率的な組織となり、その結果、小規模警察署管内におけるパトロール体制及び事案発生時の初期的な対応体制がぜい弱となっている。

(3) 熊本県の警察官 1 人当たりの県民負担人口

近年、警察業務は通信指令システムの導入等による IT 化や防弾盾・ヘルメット等装備品の充実強化が図られているが、110 番等の指令に基づき現場で対応するのは警察官であり、依然として、警察業務はマンパワーで成り立っている。

平成 14 年から全国的な警察官の緊急増員が行われ、その中において熊本県は、平成 14 年から平成 23 年までに警察官が 260 人増員されている。

しかし、本県の警察官 1 人当たりの県民負担人口（平成 23 年 4 月 1 日現在 615 人）は、九州で第 1 位、全国でも第 11 位（政令定数に基づく順位）と高負担である。

第2 熊本市の政令指定都市移行に伴う警察署の管轄区域等

1 全国の政令指定都市の状況

現在、全国で19の政令指定都市が指定されているが、政令指定都市内における警察署の数と行政区の数を比較した場合、10の政令指定都市において警察署の数が行政区の数を上回り、3の政令指定都市において警察署の数が行政区の数と同数となっている。

最近では、平成21年に岡山県岡山市、平成22年に神奈川県相模原市が政令指定都市に移行しているが、岡山市では4つの行政区に対して6つの警察署、相模原市では3つの行政区に対して4つの警察署が所在し、いずれも警察署の数が行政区の数を上回っている。

2 熊本市を管轄する警察署の現状

(1) 行政区の数に対して一致していない警察署の数

平成24年4月1日に政令指定都市に移行を予定している熊本市については、熊本市内に所在する警察署の数が3つであり、熊本市の5つの行政区に対して警察署の数が下回ることとなる。

(2) 熊本市内3警察署の管轄区域と行政区との関係

昭和30年代から熊本市東部は宅地化が進むとともに、県庁が現在地に移転し、さらには熊本空港、高速道路等が建設されるなどの開発に伴って、各種事件・事故が急増した。当時、熊本市北部、中央部及び東部を管轄していた熊本北警察署では、熊本県内の事件・事故の3分の1を抱えながら、その負担は増加する一方であったため、昭和46年4月1日に熊本東警察署が新設された。

以来、約40年にわたり熊本市内3警察署は、

- ・熊本北警察署が上通、下通、中央街等の歓楽街・繁華街対策、そして熊本市北部地域を管轄
- ・熊本南警察署が熊本駅及びその周辺部対策、熊本港を始めとした沿岸部対策、そして熊本市西部及び南部地域を管轄
- ・熊本東警察署が県庁や熊本空港対策、東バイパスの暴走族対策、熊本インター等の高速道路対策、そして熊本市東部地域を管轄

と熊本市を3分割する形で、バランス良く相互に連携しながら、効率的な治安対策に努めてきた。

なお、熊本北警察署が管轄する繁華街については、九州新幹線の全線開業、熊本市の政令指定都市移行等により、観光客等の人の流れが活発化することが予想されるとともに、反社会的勢力等の流入も懸念される所であり、今後、同署は繁華街対策をより一層強力に推進する必要がある。

他方、政令指定都市に移行する熊本市は行政区単位で地域の個性や特性

を生かした特色あるまちづくりを推進していくことを目指しており、警察としてもこれに適合した効率的な治安対策や住民サービスを図っていくために、行政区域と警察署の管轄区域が一致（整合）することが望ましい。

しかしながら、地域を人口・面積等を中心に区分した行政区域と、治安情勢に対応した立地としている警察の管轄区域を整合させることは必ずしも容易ではない。

仮に、政令指定都市に移行する熊本市の行政区域に従い、熊本北警察署が中央区を管轄したと想定すると、

- ・熊本北警察署は繁華街対策等に加えて新たに東バイパスの暴走族対策、県庁・県議会棟への警戒等を行うこととなり業務過多となること。
- ・熊本南警察署のすぐ北側が熊本北警察署管轄の中央区との境界となるが、警察署は管轄区域内で発生する事件・事故に迅速・的確に対応する必要があり、その位置は管轄する区域内の中央付近が理想的であるため、熊本南警察署の移転の必要性が発生すること。

などから治安維持上好ましくない状況となる。

(3) 城南町の管轄

平成22年3月に熊本市に編入された城南町については、現在は宇城警察署が管轄しているが、将来的には、熊本市内3警察署間の管轄区域を維持した上で、熊本南警察署が管轄しても問題ないと思われる。

その理由については、城南町を所管する交番及び駐在所は城南交番の1施設のみであり、熊本南警察署が管轄することは同署からの距離及び業務負担量を勘案して可能であると思われるためである。ただし、城南町の熊本南警察署への移管時期については、平成23年春に全線開業した九州新幹線及び平成24年春に予定される熊本市の政令指定都市移行が治安に及ぼす影響を検証する期間が必要である。

(4) 植木町の管轄

城南町と同時に熊本市に編入された植木町については、現在は山鹿警察署が管轄しており、植木町を所管する交番及び駐在所は植木交番、豊田駐在所及び田底駐在所の3施設である。

また、植木町の中心部を交通量の多い国道3号線が縦断しているとともに、近年、植木町では、殺人事件等の重大事件が発生しており、管轄区域が隣接する熊本北警察署が植木町を管轄することは、熊本北警察署の業務負担量が大きくなり過ぎ、植木町及び熊本北警察署管内全域の効率的な治安対策が推進できなくなる可能性があるため、大いに支障があると思われる。

そのため、現在、植木町を管轄する山鹿警察署が、当面は植木町を管轄

することが適当と思われる。

3 政令指定都市に隣接する大津警察署の状況

現在、大津警察署の業務量が増大し、同署における刑法犯認知件数、街頭犯罪認知件数及び人身交通事故発生件数から算出した署員1人当たりの業務負担量は県下23警察署中第1位となっている。

これは、大津警察署が管轄する菊池郡菊陽町光の森及びその周辺部（菊池郡菊陽町西部及び合志市南部地域をいう。）のめざましい経済発展に比例して事件・事故等が増加しているためであり、警察ではこれまで同署の警察官増員や本部等と連携した各種の治安対策を随時推進している。

平成18年3月に菊池警察署管内であった菊池郡西合志町と大津警察署管内であった菊池郡合志町の合併により合志市が誕生した際、同市を全て大津警察署が管轄することとしたため、同署敷地内に増員に備えてプレハブ（2階建て）を増築している。

今後も大津警察署の業務量は増加する可能性があるが、同署にこれ以上の増床及び増員スペースを確保することは現時点で困難であると思われるため、将来的に同署管内の治安水準の低下が危惧される場所である。

4 政令指定都市を管轄する警察署の位置

(1) 全国の状況

全国19の政令指定都市において、政令指定都市内に位置する警察署が、政令指定都市外の地域を管轄する例は18あるが、政令指定都市外に位置する警察署が、政令指定都市内の地域を管轄する例は6しかなく、そのいずれも特殊な地域事情（飛び地等）を有している。

(2) 政令指定都市を管轄する警察署の位置が治安に及ぼす影響

全国的に特殊事情を除いて、政令指定都市外に位置しながら、政令指定都市内の地域を管轄する警察署が存在しない理由については、以下のとおりと思われる。

ア 警察法施行令第5条第1項第2号に、「警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しやくして決定すること。」と規定しており、加えて、政令指定都市には、県から様々な事務及び事業が移譲され、政令指定都市と警察署の連携・協働の重要性が高まることから、政令指定都市内に警察署が位置する場合の方がメリットが大きい。

イ 警察が取り扱う事象は、政令指定都市の内と外との地域を比較すると、一般的に政令指定都市内の地域が多くなることから、政令指定都市内に警察署が位置する場合の方が、突発的な事件・事故等への迅速・的確な

初期的対応を始め、きめ細かな住民サービスが図れるというメリットがある。

5 新たな警察署の設置

熊本市及びその周辺部を管轄する警察署の現状として、

- ・ 植木町を管轄する警察署が政令指定都市外に所在する問題
- ・ 現在の熊本北警察署が植木町を管轄することの困難性
- ・ 大津警察署の業務負担量が増加することへの懸念
- ・ 県下最大の事件・事故を取り扱う熊本北警察署が繁華街対策をより一層推進する必要性

という治安上の諸課題がある。

これらの治安上の諸課題を是正するためには、速やかに植木町を含む熊本市北部地域及び合志市を管轄区域とする新たな警察署を現在の3警察署に加えて政令指定都市内に設置する必要がある。

なお、中・長期的な展望に立てば、今後、熊本市内に所在する警察署の建て替え時期をとらえて、熊本市の行政区域に対応した警察署の整備及び管轄区域について、更に検討していくことが望ましい。

第3 警察署の管轄区域等見直しの方向性

1 現行の警察署体制見直しの方向性

熊本県における警察署の現状等を踏まえ、限られた人員をより効率的に運用することにより、将来の治安情勢に的確に対応していくためには、約40年間、治安情勢の変化にもかかわらず新設・統合等が行われていない現行の警察署体制を見直し、その管轄区域等を現在及び将来の社会情勢や治安情勢に応じたものに改める必要がある。

そして、今後は指数上の治安を改善するだけでなく、いかに県民が肌で感じる体感治安を向上させるかが警察の課題であり、そのための管轄区域等見直しの方向性は、以下のとおりである。

(1) 地域社会との連携と協働のための行政区域と管轄区域の整合性の確保

地域社会における連帯感が希薄化している現状において、事件・事故等の発生を抑止し、地域住民に安心感を与えることは、警察のみでできることではなく、地域社会と自治体及び警察が連携・協働しながら犯罪を抑止する必要がある。

その前提として、市町村合併に伴い自治体の行政区域と警察署の管轄区域が一致していない地域については、可能な限り行政区域と管轄区域を一致させる必要がある。

(2) 見直し対象警察署における警察力の維持

警察署においては、より多くの警察官が街頭に出てパトロールを実施することにより、犯罪の発生を抑止するとともに地域住民への安心感を醸成することが必要である。見直しの結果、統合対象となる小規模警察署の管轄区域においては、パトロール体制及び事案発生時の初期的な対応体制に特に意を配し、できる限り見直し前と同様の警察力を維持する必要がある。

2 見直し対象警察署選定の方向性

見直しをする際の対象警察署については、単に人口の増減及び事件・事故等の発生状況のみならず、

- ・自治体の行政区域と警察署の管轄区域の可能な限りの一致
- ・警察本部や隣接警察署からの距離、所要時間等の状況
- ・地域住民の生活圈や管轄区域の広さ等の地勢及び地理的状況
- ・将来の交通網の整備予定等の治安情勢の変化
- ・その他管内の治安上の特殊事情

などを考慮して選定する必要がある。

なお、熊本県警察における実施計画の策定に当たっては、同規模県と比較して県下全体の警察署数が全国平均を上回っていることを単に是正するとい

うものではなく、一つ一つの警察署における状況を慎重に検討して対象警察署を選定する必要がある。

第4 警察署の管轄区域等見直しに当たり配慮すべき事項

1 県民・自治体への十分な説明

警察署の管轄区域等の見直しに際しては、これまで地域住民と警察が培ってきた信頼関係を損なわないようにすることが重要である。

そのためには、地域の住民や自治体に対し、

- ・地域住民の安全と安心を確保するために管轄区域等の見直しが必要であること。
- ・警察署の管轄区域等を見直した場合でも、交番や駐在所の配置は現状を維持するとともに、特に統合対象となる警察署の管轄区域については、既存施設の代替活用を検討するほか、これまで同様のパトロール体制及び事案発生時の初期的な対応体制を維持すること。

などを住民の目線で分かりやすく説明し、理解を得る必要がある。

2 自治体・地域住民等との連携による安全・安心なまちづくり

安全で安心なまちづくりは、自治体、学校、企業、地域住民等社会の構成員がそれぞれの責任を確認しながら自発的に協働してこそ達成できるものであり、警察はその先頭に立っていく必要がある。

そのため、管轄区域が見直された警察署は、新たにその地域を管轄することとなる警察署に対しスムーズに事務を引き継ぐことにより、防犯や交通関係等活動を行うボランティア団体との継続的な連携を維持するなど、地域住民の安全と安心の確保に万全を期す必要がある。

3 既存の交番・駐在所の機能強化

交番・駐在所は、県民に最も身近な警察施設であるため、地域に根ざした警察活動の拠点であるとともに、安全・安心のよりどころでもある。

そのため、既に警察でパブリックコメントを実施して平成21年に策定した「熊本県警察交番・駐在所機能強化推進基本プラン」に基づき、交番・駐在所の機能強化を実施中であり、現行の警察署体制の見直しに併せて既存の交番・駐在所の機能強化を継続的に進めていく必要がある。

お わ り に

本懇話会は、今置かれている熊本県警察の現状・問題点等を把握し、厳しい治安情勢にいかに対処しながら、県民の安全と安心を構築していくかについて、県民の目線で検討してきた。

懇話会での検討等を通して、現下の治安情勢、警察署の体制、警察署ごとの業務負担の格差、市町村合併による行政区域と管轄区域の不整合、将来の治安情勢への対応等様々な問題や課題が山積している中で、私達県民の安全・安心を守るためにはどうすればよいのかを検討し、県下全体の警察力強化を主眼としつつ、今後、多くの警察官の増員を期待することが難しいという制約の下で、県民のために警察署の管轄区域等見直しの基本的な方針を示したものである。

熊本県警察においては、本懇話会の意見を受け、速やかに実施計画を策定し、警察署の管轄区域等の見直しを実施されることを要望する。

結びに当たって、時代の変化とともに社会環境や治安情勢も変化しており、熊本県警察は、今後とも県民の要望を的確に把握した上で、警察力の適正配分について継続的に検討し、見直していくことが求められている。本意見書が九州新幹線全線開業及び熊本市の政令指定都市移行という転機において、将来の安全で安心な熊本県を実現する一助となることを望むものである。